

大和市告示第65号

大和市デリバリー店支援金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市デリバリー店支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で飲食店を営む事業者が行うデリバリー（客の注文に応じ飲食店内で調理した飲食料品を、当該客の指定した場所に配達することにより提供することをいう。以下同じ。）の取組を地域に浸透させ、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）拡大の影響を受けた事業者のデリバリーの導入及びその継続に資するため、予算の範囲内で当該事業者が行うデリバリー用メニューの作成及びそのポスティングに係る経費に対する支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可の取得事業者のうち、その業種が飲食店営業又は喫茶店営業の事業者であって、飲食スペースを有する店内において、客の注文した飲食料品を調理し、及び提供するものであること。
- (2) 前号に規定する業種の店舗を市内に有していること。
- (3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第4号に掲げる中小企業者又は個人事業主であること。
- (4) 第4条に規定する支援金申請期間内に飲食料品のデリバリーを実施していること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。
- (6) その他関係法令等の規定を順守していること。

(補助事業)

第3条 この要綱に基づく補助事業は、対象者が行うデリバリーに際し次に掲げる事項を行う事業とする。

(1) デリバリーのメニューを紙媒体で作成すること。

(2) 前号の規定により作成したメニュー又は対象者が従前から保有している紙媒体のデリバリーのメニューを住宅等にポスティングすること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間（以下「支援対象期間」という。）に支援対象者が支払った補助事業に要した費用その他市長が特に認める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、支援対象者が、国、他の地方公共団体その他公共団体、公共的団体等から補助事業に係る他の補助金等を受け、又は受けることが見込まれる場合は、当該補助金等の額を除いた部分を対象経費とする。

(支援金の額等)

第5条 支援金の額は、対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は200,000円のいずれか少ない額とする。

2 支援金の交付は、1事業者につき1回とする。

(支援金の申請)

第6条 申請者は、規則第4条の規定に基づく申請手続の際には、同条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて、支援対象期間内に申請しなければならない。

(1) 事業内容を記載した書類

(2) 見積書の写し等対象経費が確認できる書類

(3) 市内で事業を営んでいることを証する書類

(4) 食品衛生法に基づく営業許可証の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条に規定する書類に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に係る契約書の写し等

(2) 領収書の写し等対象経費を証する書類

(3) 作成した紙媒体でのメニュー

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付時期等)

第8条 支援金の交付時期は、当該補助事業が申請のとおり完了したことを確認した後とし、市長

が補助事業者から規則第9条第2項に規定する請求書を受領した後速やかに交付するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、支援対象期間内に申請された支援金については、なお従前の例による。